

奈良県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四号

奈良県景観条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県景観条例施行規則（平成二十一年五月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第八十五条第五項前段」を「第八十五条第六項前段」に改める。

附 則

この規則は、令和四年五月三十一日から施行する。